

平成27年9月19日(土)
国土交通省 関東地方整備局
河川部
下館河川事務所

記者発表資料

鬼怒川左岸25.35k付近(常総市若宮戸地先)に係る報道について

鬼怒川左岸25.35k付近(常総市若宮戸地先)において、実態的には堤防のような役割を果たしていた地形(以下「いわゆる自然堤防」という。)を、事業者がソーラーパネルを設置するために掘削したことについて、国土交通省が問題ないと回答していた又は黙認していたという趣旨の報道がなされておりますが、以下のとおり事実と異なる点がございますので、ご報告させていただきます。

○ソーラーパネルが設置された場所は、河川法の適用範囲外であり、河川管理者として行為規制に関する権限はありません。

○国土交通省は、平成26年3月に「いわゆる自然堤防」が掘削されはじめていることを把握し、4月に掘削を行っている事業者と面会しました。

○その際、事業者に対し、「当該地が堤防のない箇所であり、洪水時には浸水するおそれがあること」を直接伝え、常総市とともに「現地盤の高さで残すことができないか」強く申し入れましたが、合意に至りませんでした。

○そのため、「いわゆる自然堤防」が掘削される前の最も低い箇所と同程度の高さを確保するための緊急的な措置として、当該事業者の土地を借地し、大型土のうを設置することについて、5月に当該事業者と協議を開始し、事業者の了承を得た上で7月初旬に設置を完了しました。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、筑西市記者クラブ、宇都宮市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局
河川部 河川調査官 高橋伸輔

TEL 048-600-1419(災害対策室直通)

1. いわゆる自然堤防の状況

- 当該地には、常総市若宮戸地先の鬼怒川沿いにある、実態的には堤防のような役割を果たしていた地形（以下「いわゆる自然堤防」という。）が形成されていた。
- 昭和20年代は鬼怒川と市街地の間に広く分布していたものの、昭和55年頃までに大きく減少している。
- 平成以降は大きな変化は見られない。



1947/10/26 昭和22年



1980/10/02 昭和55年



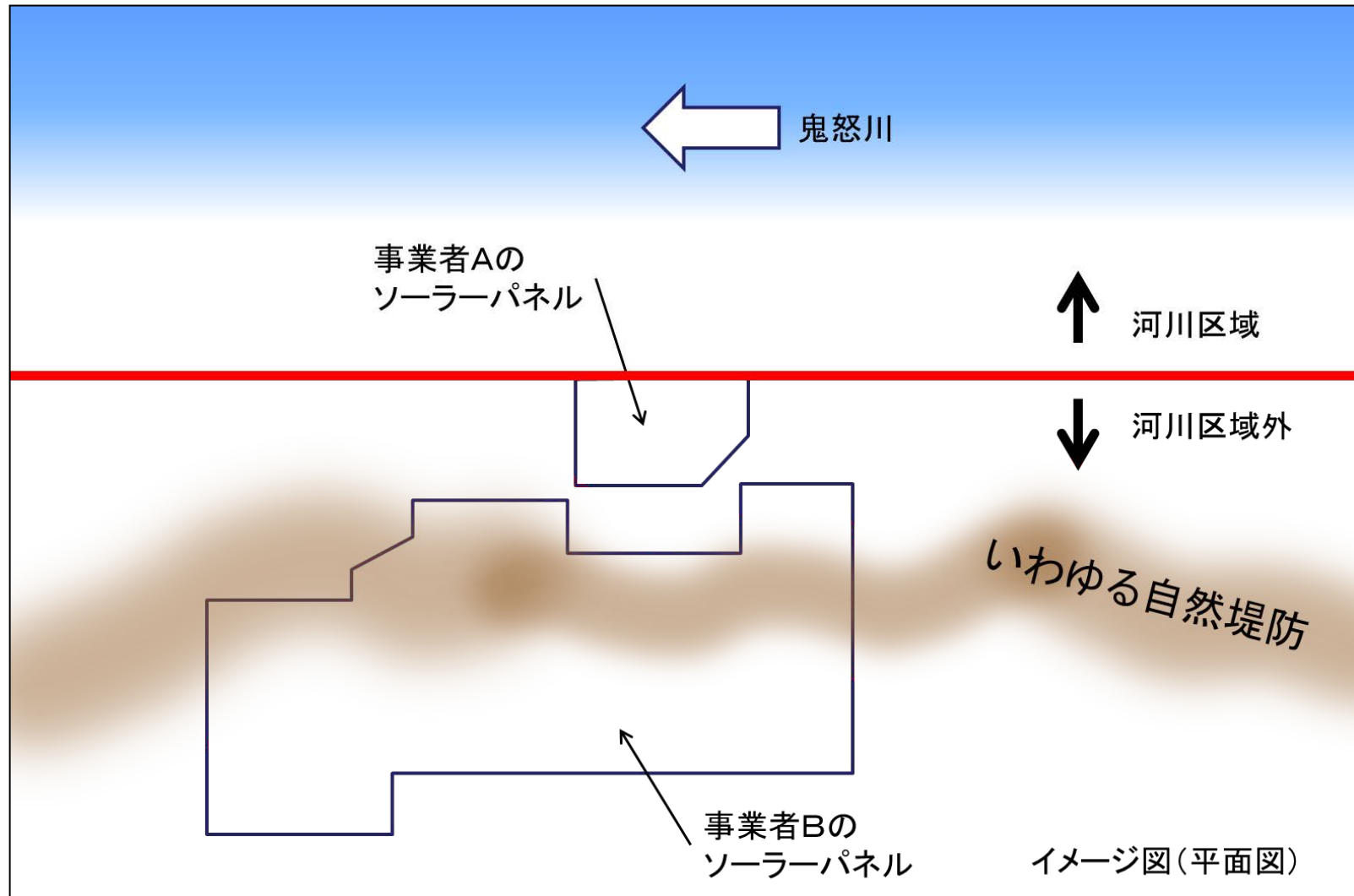
1990/10/01 平成2年



2013/1/15 平成25年

2. いわゆる自然堤防、河川区域と事業用地の関係

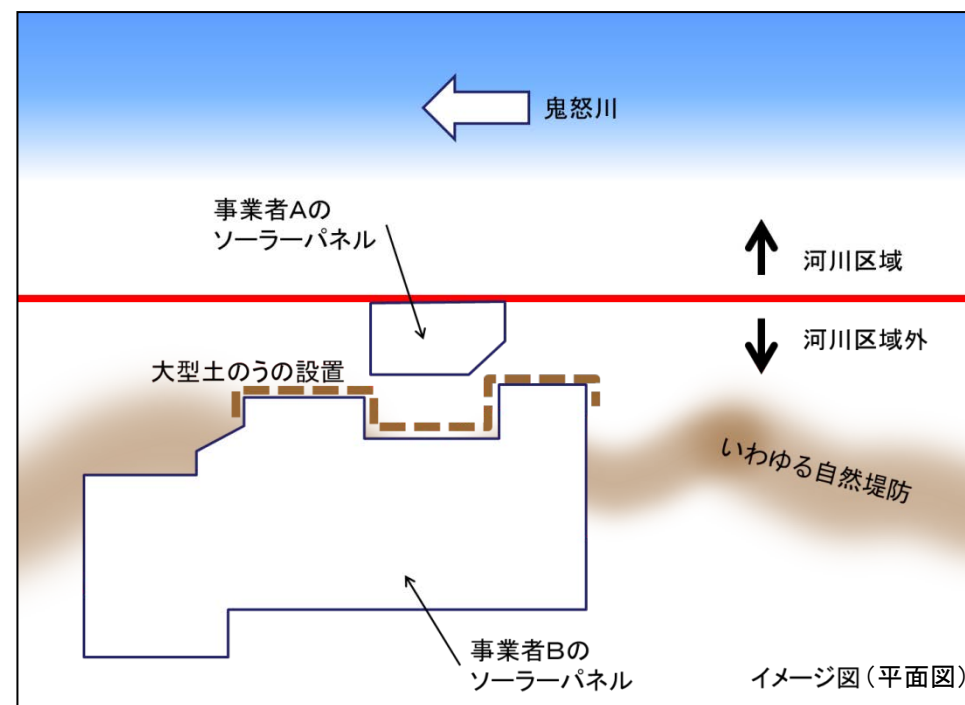
- 鬼怒川は、昭和40年3月に栃木県、茨城県の管理から国の管理になった。
- 当該地区の河川区域の指定は、昭和41年12月に告示し、これ以降変更は行っていない。
- ソーラーパネルは、いずれも河川区域外の民有地に設置されている。



3. 主な経緯

- 事業者Bがソーラーパネルの設置工事のため、いわゆる自然堤防の掘削に着手
- 地区住民・常総市は、浸水被害への懸念から工事を中止させるよう下館河川事務所に要望
- 下館河川事務所は、常総市と連携して事業者Bにいわゆる自然堤防を現地盤の高さで残すことができないか強く申し入れるが、合意にいたらず。
- これを受け、下館河川事務所は、緊急的な措置として土地を借りて大型土のうを設置

日付	主な経緯
H26.3.12	地区住民から、「通称十一面山でソーラーパネルの基礎工事で掘削している。この行為は堤防を切っていることと同じ。国土交通省で止めるよう動いて欲しい。」との要望。 河川管理者は河川区域内の行為しか制限できない旨回答。
H26.3.19	地区住民から「堤防の代わりになっていた砂をとってしまうと、堤防が無くなるのと同じ。規制できないなら国土交通省で、堤防を造って欲しい。」との電話。
H26.3.28	地区住民からの要望を受けた常総市の職員が鎌庭出張所に来所。「出水時に心配なのでなんとかしてほしい」と要望。 河川区域外のため法的指導はできないが、出水時の対応については検討する旨回答。 (この間、常総市と本件の対応を協議) ・河川法以外の関係法令等で市が対応できることは無いか ・洪水対応のためできることはないか ・対応は、下館河川事務所と常総市が連携を図りながら行う
H26.4.10	下館河川事務所と常総市で事業者Bに面会し「地盤高を下げると洪水時に浸水する恐れがあるので、現地盤の高さで残すことが出来ないか」と強く申し入れるも合意にいたらず。
H26.5.1	事業者Bの敷地内への大型土のう設置の可否を打診、ソーラーパネルの前面への設置について了承を得る。
H26.7.3	大型土のう設置完了



※本資料は一部聞き取り結果も含まれているため、今後の調査の進展により変更することがあります。